今後4年間 総合計画中期基本計画を策 『の施策推進の **《羅針盤》**

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画」を策定しました。 市では、今後4年間のまちづくりの指針となる

後期に分けて策定します。 具体化に必要な施策および は4カ年とし、 かにするものです。 業を総合的かつ体系的に明 れる市の最上位計画です。 本構想に示した施策の大綱 今後、市では、 その中で基本計画とは、 計画」「実施計画」 総合計画は、「基本構想」「基 前期・ 基本構想 」で構成さ 計 画期間 中 期 計 事

◆計画の構成 基本構想 基本計画 実施計画

年度) に定めた施策を推進

基本構想:匝瑳市の目指す将来都市像およびそ れを実現するための施策の大綱を明らかにした もの。

基本計画:基本構想に示した施策の大綱の具現 化に必要な施策および事業を総合的かつ体系的 に明らかにしたもの。

実施計画:基本計画に定めた施策について、具

体的な事業内容と実施時期を定めたもの。

◆基本構想と基本計画の関係

※中期:

基 本 計画

(概要版)

間企画課企画調整班

しました。

3月末に新聞折り込みで配

将来都市像

海 匝り集う人々と瑳やかな みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 自然のあるふるさと~ 匝瑳

市

基本構想

基本目標

現に向けて、

中

期基本計

画

(計画期間

令和6年度

5

自然のあるふるさと~」の実

ある、

「海・みどり・

ひとが

に掲げた本市の将来都市像で 画期間:令和2年度~13年度)

市~

匝り集う人々と瑳やかな

はぐくむ活力あるまち

匝瑳

①生きがいに満ち、笑顔があふれる まちをつくる

②活気に満ち、はつらつとした まちをつくる

- ③自然と共生し、快適で安全な まちをつくる
- ④個性豊かに学び、人々が輝く まちをつくる
- ⑤市民と行政が協働し、市民が主役の まちをつくる

基本計画

健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、医療、 地域福祉

農林水産業、商工業、観光、雇用・就労・消費者対策

自然環境・循環型社会、道路・公共交通、住環境、安心・ 安全

学校教育、生涯学習・生涯スポーツ・青少年、地域文化、 男女共同参画、移住・定住・交流

▼計画内容は こちらからご 覧いただけま



脱炭

素化推進の

ため

市民病院 皮膚科、眼科、泌尿器科

市民病院では、4月から皮膚科、眼科および泌尿器

変更

診療科目	診療日 (受付時間)
皮膚科	火・水・金 (8時30分~11時)
眼科	月・水・金 (8時30分~11時)
	金 (13時30分~16時)
泌尿器科	火·水(8時30分~11時30分)

間市民病院☎72-1525

います。

排出量の実質ゼロ

を目指して

ゼロカーボン推進課…

7 73 電話番号

2050年までに二酸化炭素

ボンシティ

宣言

を表明し、

市では、「匝

選市

・ゼロカ

1

コミュニティ、市民協働、行財政運営、広域行政

◆4月以降の診療日

診療科目	診療日 (受付時間)
皮膚科	火・水・金(8時30分~11時)
眼科	月・水・金 (8時30分~11時)
	金 (13時30分~16時)
泌尿器科	火·水(8時30分~11時30分)

施策の展開(個別の取組分野)

診療日、受付時間を変更

科の診療日や受付時間を変更しました。

◆4月からの変更点

皮膚科…水曜日の診療を新設

眼科…午後の診療を水曜日から金曜日に

泌尿器科…木曜日の診療を水曜日に変更

※他の診療科の診療日と受付時間に変更はありません。

間総務課庶務班 73 •

定された匝瑳市脱炭素先行地

0 0 8

す。 脱炭素化に向けた取り組 するため、 ゼ より効果的・ ボン推進課」を新設 口 力 j ボ 4月から「ゼ 推 進 課 L

令和5年11月に国から選

効率的に推 に ま 口

されます。 にゼロカー 設置場所

市民ふれあいセンター ボン推進課が

暖化対策班 する 「脱炭素推進室」 域計画に係る取り組みを推 く地球温暖化対策を行う 一を設置します。 と、 温 進

計画期間は令和6年度~9年

年間における行政改革の考え方や取り組み内容をまとめ 続可能な行政運営を図るため、令和6年度~9年度の4 市では、新たな行政課題に対応し、 将来にわたって持

「第5次匝瑳市行政改革大綱」を策定しました。

行政改革大綱策定の必要性

②市の役割の再構築

を上げてきました。一方、人 行政運営において一定の成果 政改革を推進することにより 口減少・少子高齢化の進行や 行政改革大綱を策定し、 これまでも第一次~第4次

計6項目

働の推進、

政課題も生じています。 会環境の変化に伴う新たな行 ズの高度化・多様化など、 デジタル化の進展、市民ニー

項目 画の策定および推進、 度任用職員の活用など

行政を取り巻く環境が急速

④定員および給与の適正

化

八材育成の推進

第5次匝瑳市定員適正化

会計年 計

率化など

計6項目

DX※の推進による業務の効

効率的な組織機構の見直し

③組織機構などの見直

しながら、さらなる行政改革 対応するためには、行政サー たな行政課題や市民ニーズに を進める必要があります。 ビスの水準を将来的にも維持 に変化する中で、増加する新

▼行政改革大 綱の詳細はこ ちらから

①持続可能な財政基盤の確立

第3次財政健全化計画の推

ふるさと納税などの推進

<mark>尚</mark>総務課庶務班

73·0084

行政改革の推進項目

る財源確保など

計19項目

クラウドファンディングによ

※デジタル技術を浸透させることで すること。 人々の生活をより良いものへと変革

どによる民間活力の活用など 市民協働指針などによる協 指定管理者制度な

特別児童

市では、ひとり親家庭などで子どもを育てる人に児童 扶養手当を、一定の障がいのある子どもを育てる人に特 別児童扶養手当を支給しています。受給には、父または 母、もしくは養育者からの申請が必要です。なお、既に 申請済みの人は、新たに申請する必要はありません。

◆児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を監護する父または母、 もしくは養育者に支給する手当で、児童が18歳に達し た年度末まで支給されます (一定の障がいがある場合は 20歳に達するまで)。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に重度の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑧未婚の母の児童

◆特別児童扶養手当

心身に一定の障がいのある児童を監護している父また は母、もしくは養育者に支給する手当です。手当は、児 童が20歳に達するまで支給されます。

※両手当とも、児童福祉施設に入所している場合など、 一定の事由に該当する場合は支給されません。また、所 得により、支給が制限または停止されることがあります。

申問福祉課☎73-0096

∖つどいの広場の利用時間を延長/

4月から17時まで開設します

つどいの広場は、乳幼児とその保 護者が交流を図り、子育て情報を交 換し合う場として、これまで多くの 皆さんに利用されています。今回、



利用者の皆さんの声を反映し、さらに多くの皆さんに利用 していただけるように、利用時間を1時間延長しました。

つどいの広場では、「子育てアドバイザー」が常駐し、皆 さんと一緒に遊んだり、子育て相談なども受け付けていま す。お気軽にご利用ください。

◆4月からの利用時間

9時~12時、13時~17時

間福祉課子育て支援班☎73-0096

今泉浜津波避難タワー 使用を一時中止します

劣化度調査の結果、さびの進行により手すり部分など が危険な状態であることが判明したため、今泉浜津波避 難タワーの使用を一時中止します。

現在、タワーの改築を検討しています。

中止期間…4月1日(月)~改築完了時

中止期間中の避難方法…津波による避難指示発令時は、 野栄総合支所の屋上に避難してください (建物東側の外 階段から屋上へ上がることができます)。

問総務課消防防災班☎73-0084